明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○私立学校法の一部を改正する法律（一五）　三
○水循環基本法（一六）　四
○雨水の利用の推進に関する法律（一七）　五
〔省　令〕
○科学技術研究調査規則の一部を改正する省令（総務四三）　七
〔告　示〕
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十六年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（総務一五四）　七
○日本国に帰化を許可する件（法務一四五）　八
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（文化庁一六）　八
○高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を変更した件（農林水産四九九）　八
○エネルギーの使用の合理化に関する法律第四十四条の規定に基づき登録調査機関の事業所の変更の届出があった件（経済産業七九）　八
○信号符字を点附した件（国土交通四七一）　八
○信号符字を取り消した件（同四七二）　九
○船舶国籍証書を無効とした件（同四七三）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
警察庁　特定個人情報保護委員会　公害等調整委員会　財務省　厚生労働省　運輸安全委員会　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標の一部変更について（厚生労働省）　一二
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二
国家試験
平成二十六年度秋期情報処理技術者試験（経済産業省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁　三
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
企業年金基金変更関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**私立学校法の一部を改正する法律**（法律第一五号）（文部科学省）

1　忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないこととした。（第四〇条の二関係）

2　所轄庁による必要な措置の命令等

㈠　所轄庁は、学校法人が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くときに当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第六〇条第一項関係）

㈡　所轄庁は、㈠の措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととした。（第六〇条第二項関係）

㈢　学校法人が㈠の措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができることとした。（第六〇条第九項関係）

㈣　所轄庁は、㈢により役員の解任を勧告しようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととした。（第六〇条第一〇項関係）

3　報告及び検査

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況等を検査させることができることとした。（第六三条第一項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。